様式第1号(第5条関係)

(第1面)

年 月 日

真岡市長 宛て

住 (所在地)

事業者 氏 名

ED

(名称及び代表者氏名)

電話番号

太陽光発電設備設置等計画書

下記のとおり、太陽光発電設備を設置したいので、真岡市太陽光発電設備の 適正な設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により関係書類を添えて 提出します。

記

1 事業概要

事業	名					
事業区域	所在地	真岡市				
尹 未 亾 峨	面 積	平方メートル				
総 発 電	出力	キロワット				
工事施工者 (実際に工事	住 所	(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)				
を施工する者を記載するこ	氏 名	(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)				
と。)	電話番号					
工事着手予定日 年 月 日						
工事完了	予定日	年 月 日				
運用開始	予定日	年 月 日				
地域住民への説明(既に実施済みの場合		説明方法 説明会・戸別訪問・ポスティング その他 ()				
は, 地域住民	からの要	周知範囲				
望、苦情等につ	いても説	別紙様式第3号地縁団体に対する説明報告				
明内容欄に記と。)	載するこ	説明内容 書及び様式第4号近隣関係者に対する説明				
C 0 /		報告書のとおり				

2 保守点検等の計画

(1) 第三者の侵入防止対策

フェンスの種類及び高さ	
出入口の施錠措置	
維持管理事業に関する標識の内容	

(注) 必要に応じて図面を添付すること。

(2)保守点検に係る計画

(P) 中 (上 目)	内 容	
保守点検(年間)	時 期	
保守点検業者	住所	(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)
(実際に保守点検をする者を記載すること。)	氏 名	(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
14 任 山 戦 り 切 二 こ 。)	電話番号	
保守点検で異常があった場合の対応		
雨水処理施設,緩 衝帯,緑化施設, 敷材,工作物等の 維持管理		

(3) 事業区域内の清掃及び除草に係る計画

连担吐物 (左則)	施設
清掃時期(年間)	敷 地
	時 期
	周知方法
除草剤の使用 (年間)	除草剤名
	散布範囲
	飛散対策

(4) 苦情,紛争及び災害発生時の体制

() [114) [15]	<u> </u>	11 114
	住 所	
苦情,紛争及び災害発 生時の連絡先	氏 名	
	電話番号	
市への連絡方法		
地域住民への連絡方法		

(5) 第三者への譲渡

譲渡予定の有無	有 · 無
地位承継時の特記事項	
地位承継届出書提出予定日	年 月 日

(6) 廃止後に係る計画

	太陽	光パ	ネ	ル	
	接	続		箱	
	パワー:	コンディ	ショナ	<u> </u>	
耐用年数	キュ	- Ľ	ク	ル	
	蓄	電		池	
	そ	0		他	
	交換・	計	画		
	修繕	時	期		
耐用年数 経過後の 計画		計	画		
		時	期		
	撤去	処	分先		
	廃棄	費	用		
		上記計	画が,	関イ	系法令等に適合する計画であることの説明

※ 添付書類

- (1) 法令等による許可又は認可を受けた内容を証明する書類の写し(申請中の場合は、申請を受付したことを証明する書類の写し)
- (2) 事業区域等状況調書(様式第2号)
- (3) 地縁団体に対する説明報告書(様式第3号)
- (4) 近隣関係者に対する説明報告書(様式第4号)
- (5) その他, 市長が必要と認める図書

真岡市長 宛て

住 所 (所 在 地)

事業者 氏 名

ED

(名称及び代表者氏名)

電話番号

事業区域等状況調書

1 事業区域内

事業区域の所在地	真岡市
事業区域の面積	平方メートル
事業区域の現況地目	
森林の有無等	有・無 森林計画区 (有・無) 保安林の指定 (有・無)
農地の有無等	有・無 (畑,田,その他)
湧水等の有無及び利用状況	有・無 利用状況 ()
井戸の有無及び利用状況	有・無 利用状況 ()
用水路又は排水路の有無,利 用状況及び管理者名	有・無 利用状況 () 管理者名 ()
河川の有無,利用状況及び管	有・無
理者名	管理者名 ()

2 事業区域周辺

事業区域周辺の森林の有無等	有・無 森林計画区 (有・無) 保安林の指定 (有・無)
事業区域周辺の農地の有無等	有・無 (畑,田,その他)

真岡市長 宛て

住 所 (所在地) 事業者 氏 名 (名称及び代表者氏名) 電話番号

地縁団体に対する説明報告書

事業区域の所在地	真岡市			
説 明 会 開 催 日	年 月 日			
説 明 会 開 催 場 所				
説 明 会 参 加 者 名	別紙参加者一覧のとおり			
説明した内容				
地縁団体からの意見又は 要望の内容				
地縁団体からの意見又は				
要望に対する事業者の対				
応又は回答				

上記の内容は、説明を受けた内容と相違ありません。

年 月 日

地縁団体の名称 代表者 住所 氏名

(EII)

真岡市長 宛て

住 所 (所在地)

事業者 氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話番号

近隣関係者に対する説明報告書

事業区域の所在地	真岡市
説明を実施した日	年 月 日
説明を実施した場所	
説明を受けた者の住所及び氏名	別紙のとおり
説明を行った者の氏名	
説明した内容	
近隣関係者からの意見又は要望 の内容	
近隣関係者からの意見又は要望 に対する事業者の対応又は回答	

様

真岡市長即

協議終了通知書

下記の事業について協議が終了したので、真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により通知します。

事業者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあって	氏 名					
は、その名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在地)	住所					
事業区域の所在地	真岡市					
事業区域の面積						平方メートル
太陽光発電設備の出力						キロワット
計画書提出日及び受付番号		年	月	日	第	号

住 所 (所在地) 事業者 氏 名 印 (名称及び代表者氏名) 電話番号

工事着手等届出書

下記のとおり、太陽光発電施設工事に〔着手 中断 再開 完了〕したので、 真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第11条の規定によ り関係書類を添えて届け出ます。

事	業			名	
事業区	或 の	所	在	地	真岡市
工事(着手・中	断・再	開・	完了)	日	年 月 日
					(所在地)
工事施工者	住			所	
(実際に工事を施					
工する者を記載す	氏			名	(名称及び代表者氏名)
ること。)				^H	
	電	話	番	号	
理由					
(中断をしたと	きに阪	とる。)		

- ※ 添付書類
 - (1)位置図
 - (2) 工程表
 - (3) 土砂等の流出, 第三者の侵入防止等の安全対策が分かる書類
 - (4) 工程写真(工事を完了した場合の届出に限る。)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

住 所 (所在地) 事業者 氏 名 (名称及び代表者氏名) 電話番号

運用開始等届出書

下記のとおり、太陽光発電設備に係る運用を〔開始 停止 再開 廃止〕したいので、真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

事	業	名						
事 業 区 域	の所す	生 地	真岡市					
売電先の	電力	会 社						
運用(開始・停」	止・再開・廃」	止) 目	年 月 日					
保守点検業者	住	所	(所在地)					
(実際に保守点検をする者を記載す	氏	名	(名称及び代表者氏名)					
ること。)	電 話 番	子 号						
理由(停止をすると)	理由 (停止をするときに限る。)							
措置計画 (廃止をする る。)	うときに限	撤 廃 景 飯						

※ 添付書類

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) 第2条第5項の特定契約に係る契約書の 写し(運用を開始し、または再開する場合の届出に限る。)
- (2) 太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し(運用を開始し、または再開する場合の届出に限る。)
- (3) 太陽光発電設備の廃止後の措置に係る図書(運用を廃止する場合の届出に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める図書

(EII)

真岡市長 宛て

住 所 (所在地) 事業者 氏 名 (名称及び代表者氏名) 電話番号

事業変更届出書

下記のとおり、太陽光発電設備に係る事業内容に変更があるため、真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 事業区域の所在地等

事業区域の所在地	真岡市
事業者の氏名及び住所(法人	氏名
その他の団体にあっては、その名	
称、代表者の氏名及び主たる事務所	住所
の所在地)	
太陽光発電設備の出力	キロワット

2 変更する事項

真岡市太陽光発電設備の適 正な設置及び管理に関する 条例第8条第1項の規定に より提出された計画書のう ち変更をしようとする事項	変更前	変更後

真岡市長 宛て

住 (所在地)

地位承継者 氏 名

(EJ)

(名称及び代表者氏名)

電話番号

地位承継届出書

下記のとおり、太陽光発電設備に係る事業者の地位の承継について、真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により届け出ます。

記

				дС	
事	業区域の	所 在	: 地	真岡市	
総	発電	出	力		キロワット
	区		分	承継前	承継後
事	住所(所在	:地)			
事業者	氏名 (名)	弥及び	代 表		
	者氏名)				
	電話	番	号		
保守点検業者	住所(所在	:地)			
点給	氏名 (名)	弥及び	代 表		
業	者氏名)				
者	電話	番	号		
地	位 承 総	選 理	由		
地	位 承 継	年 月	日	年	Ħ

※ 添付書類

- (1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 事業者の地位を承継した者の住民票の写し(対象設置者の地位を承継した者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (3) 太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

住 所 (所在地) 事業者 氏 名 印 (名称及び代表者氏名) 電話番号

管理者変更届出書

下記のとおり、太陽光発電設備に係る管理者の変更について、真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第14条第2項の規定により届け出ます。

事美	業 区:	域の	所在	土地	真岡市		
総	発	電	出	力			キロワット
	区			分	変更前		変更後
管	住所	(所名	E地)				
理	氏名	(名	称及び	代表			
者	者氏名	')					
	電	話	番	号			
変	更		理	由			
変	更	年	月	日	年	月	日

- ※ 添付書類
 - (1) 管理者の変更を証する書類
 - (2) その他変更のあった事項を証する書類

様

真岡市長即

状况等報告要求書

真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により、 太陽光発電設備に係る下記の事項について、報告書の提出を求めます。

報告事項					
提出期限		年	月	日	

住 所

(所在地)

事業者(管理者) 氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話番号

状況等報告書

年 月 日付けで報告を求められた事項については、真岡市太陽光発電設備の適 正な設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定により下記のとおり報告します。

報告事項

様式第13号(第14条関係)

	太陽光発電設備の	の管理者等	等に関	引する情報	
事業区域の所在地					
事業区域の面積					平方メートル
事業者の氏名及び					
住所(法人その他の団	氏名				
体にあっては、その名					
称、代表者の氏名及び主	住所				
たる事業所の所在地)					
緊急時の連絡先					
発電設備の総発電出力					キロワット
発電設備の運転開始日		年	月	日	
		年	月	日から	
発電事業期間		年	月	日まで	
		(年間)	
看板の設置年月日		年	月	日	
この看板は、真岡	間市太陽光設備の適正	な設置及び	が管理(こ関する条例	列第16条の規定によ
り設置したものです	0				
-	太陽光発電設備の設置	置事業に関	する連	絡先	
		氏名			
		住所			
		連絡先			

※設置上の注意

- (1) 看板の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とし、地上面から看板の下端までの高さが60センチメートルの位置を基準として設置すること。
- (2) 記載内容に変更が生じた場合は、速やかに訂正すること。

表面

真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第17条第2項による

身 分 証 明 書

職名及び氏名

 年
 月
 日生

 年
 月
 日発行

真岡市長

裏面

真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例抜粋 (立入検査等)

- 第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、太陽光発電設備に 関係のある場所に立ち入り、太陽光発電設備の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検 査させ、又は関係人に質問させること(以下この条において「立入検査」という。)がで きる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはな らない。

様

真岡市長

印

指導,助言通知書

真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第18条第1項の規定により、 太陽光発電設備に係る次の事項について、下記のとおり指導・助言します。

事業区域の所在地	真岡市
指導・助言の内容	

様

真岡市長

印

勧告書

あなたには、条例第18条の規定により、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行いましたが、現在もなお必要な措置がなされていないので、真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例19条第1項の規定により、下記の措置を講じるよう勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定によりあなたの氏名及び住所並びにこの勧告の内容を公表することがあります。

事業区域の所在地	真岡市			
措置期限		年	月	日
措置すべき事項				